

社団法人東京陸上競技協会設立趣意書

東京陸上競技協会は、東京都内に在住・在勤する陸上競技愛好者とそのクラブをもって構成する社会体育団体である。

本協会は、昭和 10 年 4 月 30 日東京府内陸上競技者の連合組織として発足して以来、財団法人日本陸上競技連盟、財団法人東京都体育協会の加盟団体として、常にその中心的存在となって活動を展開してきた。

都民の体位向上・スポーツの振興には、東京都教育委員会の施策事業に協力をしながら、自らも新しい事業を企画して推進を図っている。

第 18 回東京オリンピック大会を契機として、スポーツの普及と国際化は年とともに高まっている。1991 第 3 回世界陸上東京大会においても、本協会は大会の主軸となって成功へと導いた。

このような長い歴史をもち、かつ今日的課題に対して早くからその社会的使命を認識し、昭和 48 年 2 月 17 日の代表委員会において将来の法人化構想の方針が提案され、これの承認がなされ、当年より基金の募集を始め年々これに積み立てをし、現在、その額は 1 億 1 千万円を越えるまでとなり法人化に必要な額に達している。

なお、これと平行して、平成元年から法人化検討委員会を設置し、当初の方針通り社団法人として設立することが決定され、平成 4 年 8 月に「法人設立準備委員会」を設置し準備を進めてきた。

平成 6 年 12 月末における本協会の構成は、地域陸上競技協会 43 団体、職域陸上競技クラブ 92 団体、陸上競技同好者クラブ 87 団体、個人登録者 469 人を合わせると総登録者数 7,396 人を数える規模となり、組織は年々大きく伸びてきている。

これからは、組織の機能を充実させるために、これら加盟団体の指導・育成が重要な課題である。勤労者の週休 2 日制の普及は、人々の余暇時間の有効な活動として、スポーツが今後ますます盛んになることは疑うべくもなく、また、平成 4 年 9 月の学校週 5 日制導入にともない、学校外における児童生徒たち若いアスリートの養成も今後の大きな課題である。

“ふるさとと呼べる街東京”のメイン行事として平成 4 年からスタートした [東京シティマラソン] の実施に当たっては、東京都よりその運営を任されるなどますます組織の充実強化が必要となっている。

このことをふまえ、東京都における陸上競技界を統括し、かつ代表する団体として、陸上競技の普及・振興と競技力向上を図り、併せて東京都のスポーツ文化の発展と都民の心身の健全な発達に寄与できる信頼ある組織へと飛躍することを会員一同が決意し、[社団法人東京陸上競技協会]を設立する。

社団法人東京陸上競技協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人東京陸上競技協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区歌舞伎町一丁目28番3号に置く。

(全国団体等との関係)

第3条 この法人は、財団法人日本陸上競技連盟及び財団法人東京都体育協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、東京都における陸上競技界を統括し、かつ、代表する団体として、陸上競技の普及、振興と競技力向上を図り、併せて東京都のスポーツ文化の進展と都民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の研究及び指導
- (2) 陸上競技の普及並びに選手強化のための講習会の開催と指導者養成
- (3) 東京陸上競技選手権大会をはじめ各種競技会の開催
- (4) 陸上競技の情報収集、提供と記録の整理保存
- (5) 機関誌並びに陸上競技の刊行物の発行
- (6) 陸上競技に関する施設設備等の整備指導
- (7) 陸上競技公認審判員の養成講習会開催と審判技術向上のための研修実績の認定
- (8) 各種競技会に対する選手及び審判員の派遣
- (9) 陸上競技の優秀選手並びに陸上競技の発展に貢献した功労者の顕彰
- (10) 財団法人日本陸上競技連盟、東京都及びその他の団体から受託するスポーツ振興事業の実施
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した10名以上の団体
- (2) 准会員 この法人の目的に賛同して入会した10名未満の団体、個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業の推進に賛同して入会した個人、団体及び法人

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申請書を会長に提出し、総会の承認を受けなければならない。この場合、会員の資格並びに入会の手続きについては、別途これを定める。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

正会員 50,000円

准会員 准会員中、別に定める規定による団体登録はその構成員数に5,000円を乗じた金額とする。

構成員数が増加した場合は5,000円/人を追加する。ただし、1正会員の入会金の上限は50,000円とする。

団体登録以外の准会員（個人登録者）の入会金納入は不要とする。

2 この法人の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員は次の二種類の会費を納入しなければならない。

ア 年会費 一口 5,000 円

イ 構成員数に応ずる別に定める登録料

(2) 准会員は次の会費を納入しなければならない。

構成員数に応ずる別に定める登録料

(3) 賛助会員 一口 5,000 円

3 前項、第1号アに定める複数の会費口数は別に定める基準により第6条第1号に規定する団体を構成する人員数に応じて登録することができる。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 正会員、准会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 会員である団体が消滅し、又は解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(3) 会費を1年以上滞納したとき。

第4章 役員

(役員)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 20人以上25人以内(会長1人、副会長若干名及び専務理事1人を含む。)

(2) 監事 2人

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会で選任する。

2 会長は、総会で選任する。

3 理事の選任に当たっては、第1項によるもののほか、会長は、別に定める要件の範囲内で知識経験者の中から5人以内の理事候補者を推薦し、総会の承認を経て選任することができる。

4 副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選で選任する。

5 理事の選任に当たっては、理事の1人とその親族、その他特殊な関係にある者が理事現在の数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、この法人の理事(その親族、その他特殊な関係にある者を含む。)及び職員以外のうちから選任する。

7 監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

8 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、法人の業務を統括する。

4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は東京都教育委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。
- (役員任期)

第16条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び第21条に規定する正会員代表者の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には、その職に就任していることのみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第5章 会議

(理事会招集等)

第19条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示して、会議の5日前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。
- 3 理事会の議長は、会長とする。

(理事会定足数等)

第20条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、書面をもってあらかじめ意思を表示した者、又は他の理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会構成)

第21条 総会は、第8条第3項に規定する正会員の会費口数に応じて、第6条第1号に規定する正会員があらかじめ登録した代表者(以下「正会員代表者」という。)をもって構成する。

- 2 前項の正会員代表者が出席できないときは、あらかじめ登録された者が代理出席することができる。

(総会招集)

第22条 通常総会は、毎年2月及び6月に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員代表者現在数5分の1以上から会議に付議すべき事項を示した総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会議長)

第23条 総会の議長は、会議の都度、出席した正会員代表者の互選で定める。

(総会議決事項)

第24条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項

- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(総会の定足数等)

第 25 条 総会は、正会員代表者現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員代表者を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員代表者である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(正会員への通知)

第 26 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員に通知する。

(議事録)

第 27 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 人以上が署名押印の上これを保存する。

第 6 章 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与

(名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与)

第 28 条 この法人に、名誉役員を総会の議決により置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じこの法人の運営について助言することができる。

第 7 章 専門部及び特別委員会

(専門部)

第 29 条 この法人には、事業執行上、理事会の補助機関として専門部を置く。

- 2 専門部の部長、副部長及び委員は、会長が任命する。
- 3 専門部の名称、目的、職務及び構成員等は、理事会が別に定める。

(特別委員会)

第 30 条 この法人には、事業遂行上、必要に応じ特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会は、会長が任命又は委嘱する。
- 3 特別委員会の名称、目的、職務及び構成員等は、理事会が別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 32 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 34 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 35 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、東京都教育委員会に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 37 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 38 条 この法人が借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 39 条 第 34 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行うときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 事務局

(事務局及び職員)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局長及び職員は、有給とする。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、理事現在数及び正会員代表者の各々 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第 43 条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員代表者の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余合計産の処分)

第 44 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員代表者の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、この法人に類似の目的を有する公益法人寄附するものとする。

第 11 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 45 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令に

より、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定 款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (4) 財 産 目 録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 処 務 日 誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他、必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は5年保管しなければならない。

(細則)

第46条 この定款の施行についての規程は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、東京都教育委員会の許可のあった日（平成7年3月28日）から施行する。
- 2 この法人設立当初の会計年度は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人設立当初の理事及び監事は、第13条の規定にかかわらず、別表役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。
- 4 従来、東京陸上競技協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 5 改正 平成8年2月24日 第2条（事務所）

附 則

この定款は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成16年10月30日）から施行する。

附 則

この定款は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成19年11月5日）から施行する。